

岐阜市特定給食施設等指導要綱

平成20年3月31日決裁

改正 平成23年4月 1日決裁

改正 令和2年3月25日決裁

改正 令和6年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）に基づく特定給食施設等（法第20条第1項に規定する特定給食施設（以下「特定給食施設」という。）及び第3条に規定するその他の給食施設をいう。）を的確に把握し、法及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）並びに岐阜市健康増進法施行細則（平成20年岐阜市規則第32号。以下「細則」という。）（以下これらを「法令等」という。）による特定給食施設等の設置者に対する適切な指導（以下「指導」という。）を実施することにより、特定給食施設等が食環境の整備及び栄養教育の発信の場として食生活改善の一翼を担い、喫食者の栄養管理に努めるとともに、市民の栄養状態の改善及び健康増進の維持向上を図るため、法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施担当者)

第2条 指導の実施に係る業務を行う者は、法第19条に規定する栄養指導員（以下「栄養指導員」という。）とする。

(指導対象施設)

第3条 指導の対象となる施設は、特定給食施設及び特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要な施設であって、1回20食以上100食未満又は1日50食以上250食未満の食事を供給するもの（以下「その他の給食施設」という。）とする。

(指導対象施設の把握)

第4条 保健所長は、法第20条及び細則第2条の規定による届出により特定給食施設の事業の開始、変更、休止等の状況について把握する。

2 その他の給食施設の設置者は、その事業を開始したとき、又はその事業の内容を変更し、休止し、若しくは廃止したときは、その事実が発生した日から1月以内に保健所長に届け出るものとする。この場合において、細則第2条の規定を準用するものとする。

(栄養管理状況の把握、指導等)

第5条 保健所長は、特定給食施設に対し、毎年11月中に実施した給食について、翌月末日までに法第24条第1項及び細則第4条の規定による報告を求め、法第22条の規定により適切な栄養管理のための指導を行うものとする。

2 保健所長は、その他の給食施設に対し、毎年11月中に実施した給食について、翌月末日までに報告を求め、適切な栄養管理のための指導を行うものとする。この場合

において、報告は、細則様式第6号を準用して行うものとする。

(特定給食施設等台帳の整備)

第6条 保健所長は、第4条に規定する届出に基づき、特定給食施設等台帳（様式第1号）を整備するものとする。

(指導計画)

第7条 栄養指導員は、指導に当たっては、次に掲げる事項に留意し、年間及び月間の指導計画書を作成し、計画的に指導を実施するものとする。

(1) 栄養管理上指導の必要性の高い特定給食施設等に対して重点的に行うこと。

(2) 計画的な個別指導を行うとともに、必要に応じて集団指導を行うこと。

(管理栄養士の配置の勧告)

第8条 保健所長は、法第23条第1項の規定により管理栄養士の配置の勧告を行う場合は、管理栄養士配置計画書（様式第2号）を書面で求めるものとする。

(特定給食施設等の指導)

第9条 栄養指導員は、書面による指導を要すると認めるとき又は相手から求められたときは、特定給食施設等栄養指導票（様式第3号）によるものとする。

2 前項の規定による指導を受けた特定給食施設等は、当該指導事項に係る改善結果について報告をするものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

特定給食施設等台帳

施設 の 名 称								
施設 の 所 在 地		〒						
施設 設 置 者		職名・氏名						
施設 管 理 者		職名・氏名						
栄 養 管 理 責 任 者		職名・氏名						
電 話 番 号				F A X 番 号				
E - m a i l								
分 類								
施設 種 別								
管理栄養士必置指定		指 定		番 号		岐阜市達 第 号		
				年 月 日				
		取 消 し		番 号		岐阜市達 第 号		
				年 月 日				
病床数及び入所定員								
食 数		朝 食	昼 食	夕 食	そ の 他	計		
運 営 方 式								
委 託 先		名 称						
		所 在 地						
届 出 経 緯		年 月 日		摘 要 (変 更 事 項)				
		開 始 届						
		変 更 届						
		休 止 届						
		再 開 届						
		廃 止 届						

表彰歴	表彰名		年月日		摘要		
巡回指導内容	年	月	日				
	食数	朝食					
		昼食					
		夕食					
		その他					
		合計					
	管理栄養士数						
	栄養士数						
	栄養管理						
	情報提供						
	衛生管理						
	災害対策						
	関係書類						
指導事項							

様式第2号（第8条関係）

管理栄養士配置計画書

年 月 日

（あて先）岐阜市保健所長

指定番号 号

施設名

所在地

（電話番号 ）

施設管理者

職名

氏名

健康増進法第21条第1項の規定により、管理栄養士を置かなければならない特定給食施設の指定を受けましたが、配置していないため、次のとおり計画します。

管理栄養士の配置方法（該当する番号に○印を記入してください）

1 新規に採用する。

（ 年 月予定）

2 現在配置している栄養士に管理栄養士の資格をとらせる。

（ 年 月予定）

3 その他（具体的に記入してください。）

様

岐阜市保健所長

特定給食施設等栄養指導票

健康増進法（以下「法」という。）第22条及び岐阜市特定給食施設等指導要綱の規定による指導結果は下記のとおりでした。改善を要する項目については、今後改善に努めてください。

実施日	栄養指導員	
	調査項目	施設の状況・改善事項等
運営管理	常勤の管理栄養士又は栄養士が配置されている（法第21条第1項及び第2項並びに健康増進法施行規則（以下「規則」という。）第7条及び8条）。	
	業務を委託している場合、委託契約書により業務分担が明確になっている（特定給食施設における栄養管理に関する指導及び支援について（平成25年3月29日付け健が発0329第3号厚生労働省健康局がん対策・健康増進課長通知。以下「通知」という。）の第2の4(2)）。	
栄養管理	利用者の身体状況、栄養状態、生活習慣等を定期的に把握している（規則第9条第1号）。	
	利用者の状態に応じた給与栄養目標量（献立作成基準）を設定している（通知第2の1(2)）。	
	予定給与栄養量及び実施給与栄養量を算出している（通知第2の1(2)及び(4)）。	
	献立作成基準に基づいた献立を作成している（通知第2の1(2)）。	
品質管理	提供した食事の品質管理と評価をしている（規則第9条1号）。	
	喫食者に魅力ある献立となっている（通知第2の2(1)及び(2)）。	
	業務の内容が確認できるよう関係帳簿が整備されている（規則第9条第4号）。	
情報提供	献立表の提示を行っている（規則第9条第3号）。	
	栄養成分の表示を行っている（規則第9条第3号）。	
	栄養に関する情報の提供を行っている（規則第9条第3号）。	
衛生	大量調理施設衛生管理マニュアル等に従った衛生管理を行っている（規則第9条5号）。	
その他	災害時等に備え、体制の整備に努めている（通知第2の6）。	

岐阜市保健所健康づくり課			
係長		担当	
電話番号			